

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	020010-1
規制の特例事項名	国立大学教員等の給与減額を伴わない勤務時間短縮の容認
意見提出者名	東京都
意見の要点	<p>国立大学教員等の給与減額を伴わない勤務時間短縮の容認</p> <p>(1) 勤務時間外の役員兼業の経験は研究分野の延長であり、授業内容の充実に資することから、勤務時間内の授業などに支障を与えない限り、給与減額を行わずとも合理性がある。</p> <p>(2) 労働法制の原則は勤務時間の総量と給与が相対することを原則としているが、実際の運用に当たっては、給与月額制をとっており、週あたりの勤務を皆勤しているならば、月間の勤務は、フルタイムの教官と短縮された勤務時間を利用して役員兼業する教官を同質の勤務と捉えることも、合理性はあるものとする。</p>
意見に対する回答	<p>国立大学は、平成16年4月に法人へ移行することとされており、法人移行後は各大学において教員の勤務時間、給与を決めることとなる(国立大学を所管している文部科学省の第3次提案に対する回答も同趣旨)。</p>
担当省庁名	人事院

(様式) 第3次提案募集に係る検討要請回答への提案主体からの意見に対する回答

管理コード	020010-2
規制の特例事項名	国立大学教員等の給与減額を伴わない勤務時間内役員兼業の容認
意見提出者名	東京都
意見の要点	勤務時間内に研究成果型民間企業の役員に就任し、技術移転を図ろうとする大学教員等にとっては、役員兼業の経験が研究分野の延長であることから、結果として授業内容の充実に資するものであると言える。従って、役員兼業をしても本務の授業など教務活動に支障を与えないならば、給与減額を行わずとも合理性はあるものとする。
意見に対する回答	客観的・明白に公務外の活動である民間企業の役員の業務を勤務時間内に行う以上、その時間について給与を支払う合理性は認められない。
担当省庁名	人事院